

建退共証紙購入（当初・変更）申告書

契約担当者

中津市長 奥塚 正典

あて

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

□1

労働者延べ就労者数	×	320円	=	所要額	(掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額(A)	当初所要額(B)	追加購入額(A)-(B)

□2

□(1)労働者の建退共加入率が把握できない場合

総工事費	×	基本率	=	所要額	(掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額(A)	当初所要額(B)	追加購入額(A)-(B)

□(2)労働者の建退共加入率が把握できる場合

総工事費	×	基本率	×	補正率	=	所要額	(掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額(A)	当初所要額(B)	追加購入額(A)-(B)

【記載上の注意事項】

上記の1・2のいずれかを選択し(□チェック)所要額を算定し、掛金収納書と併せて申告して下さい。

- ・ 1を選択した場合は、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入して下さい。
- ・ 2を選択した場合は、労働者延べ就労者数の的確な把握が困難である等の場合で、対象工事における労働者の加入率把握の可否により(1)・(2)の区分で選択し、必要な枚数を購入して下さい。

なお、上記の基本率とは「共済証紙購入の考え方について」に定める総工事ごとの率をいい、補正率とは「対象工事における労働者の加入率(%) / 70%」であり、総工事費とは「請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額」をいうので算定にあたっては注意して下さい。

【掛金収納書】貼付け箇所
※(契約者が発注者へ)を貼ること

口座振替で購入した場合は、
口座振替掛金収納書(掛金口座振替申込受付書)を添付し、
掛金収納書が発行され次第速やかに別途提出すること